

《退職等により未徴収税額を普通徴収に切り替えるとき》

平成29年1月1日以後に異動のある方の届出には給与支払者の法人番号又は個人番号と給与所得者の個人番号の記載が必要となります！

◎異動があった場合の、提出はお早く！

大洲市長 殿 令和 7年 8月 5日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏 名 (名 称)		株式会社 大洲商事										特別徴収義務者 指 定 番 号		12345	
			所 在 地		大洲市大洲〇〇番地										連絡先の氏名及 び所属課、係名 並びに電話番号		所属 氏名 人事課給与係 大洲 花子 (電話 0893-24-2111)	
			法人番号又は 個 人 番 号		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
給 与 所 得 者					(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		異動の 事 由		異動後の未徴収税額 の徴収方法			
受給者番号 (整理番号)		123		氏 名 大洲 太郎													生年月日 S58年 4月 12日	
個人番号		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
1月1日現在の 住 所		大洲市長浜〇〇番地										R7・7・31		①. 退職 ②. 転勤 ③. 長 ④. 死 ⑤. 合併・解散 ⑥. 7.		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ③. 普通徴収 (本人が納付)		
現 住 所		給与の支払を受けなくなった後の住所 同上																

(ア)特別徴収税額通知書に記載されている年税額
(イ)何月分まで特別徴収されたかとその合計額
(ウ)残りの税額を記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支給予定日	一括徴収予定額	備考	※市町村記入欄	※退職の日が1月1日以降4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が残額を超えるときは、必ずまとめて一括徴収してください。
	支給予定日	合計(上記(ウ)と同額)			
1.異動が年12月31日までで申出があったため(月日申出)	千円	千円	一括徴収した分の税額月納し入る		
2.異動が年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	千円	千円			

◎特別徴収継続の場合は、新しい勤務先（転勤先等）を次の欄に記載してください。

月割額 円 を 月分から徴収 するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号又は 個人番号													特別徴収義務者 指 定 番 号	連絡先の氏名 及び所属課、係 名並びに電話 番号 所属 氏名 (電話
		フリガナ														
		名 称														
		フリガナ	郵便番号													
受給者番号		所在地	〒 -													